

記載例

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

第1章 総則

～略～

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により定めます。

設立当初の附則やこれまでの定款変更時の附則は変更しません！

※特に、役員や入会金・年会費に変更があつた場合も、設立当初の附則の記載は変更しませんので、ご注意ください。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
監事	○ ○ ○ ○

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇〇年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から〇〇年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 〇〇〇円
 - (2) 年会費 〇〇〇円

設立当初の附則

※変更しません。

定款変更後の附則：申請時

定款変更認証申請時は、日付空欄で申請してください。

附 則

この定款は、 年 月 日から施行する。

認証されると…横浜市が定款変更認証通知書を発行します。
認証通知書の日付が〇〇年10月1日の場合、
次のとおり記載します。

定款変更後の附則：認証後

附 則

この定款は、〇〇年10月1日から施行する。

認証後に、認証通知書の日付を記入し、法人の最新の定款として保管します。